

川崎市学習支援・居場所づくり事業運営委託法人選考委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、学習支援・居場所づくり事業の運営を委託する法人を審査及び選考するにあたり、公平かつ適正な審査及び選考を行うために、川崎市学習支援・居場所づくり事業運営委託法人選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選考委員会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 学習支援・居場所づくり事業の運営を受託希望する法人等から提出された応募書類等の審査
- (2) 学習支援・居場所づくり事業の運営する法人等の選考

(組織)

第3条 選考委員会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長（自立支援担当）
- (2) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長（家庭支援担当）
- (3) 事業実施区の地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課長（ただし、保護第1課及び保護第2課がある区役所にあつてはそれぞれ、保護第1課長、保護第2課長とし、川崎区役所大師地区及び田島地区健康福祉ステーションにあつては保護課長とする。）
- (4) 事業実施区の地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長
- (5) 事業実施区の地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）学校・地域連携担当課長

(委員長及び副委員長)

第4条 選考委員会の委員長は健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長（自立支援担当）とし、副委員長はこども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長（家庭支援担当）とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は会務を総務し、選考委員会の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(選考委員会)

第6条 選考委員会は、委員長が召集する。

- 2 選考委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 選考委員会は、非公開とする。

(審査及び選考の方法)

第7条 選考委員会は、公平かつ適正な審査を行うために、次に掲げる第一次審査と第二次審査を行う。

(1) 第一次審査（書類審査）

法人運営全般及び事業運営を焦点に、必要に応じて、書類を審査し、選考する。

(2) 第二次審査（面接審査）

前号により選考した法人等について面接を行う。

2 選考委員会は、応募書類その他必要な資料等により、健康福祉局長及びこども未来局長が協議の上、別に定める審査及び選考基準に基づき、法人等を審査及び選考する。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、有識者等の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 選考委員会の庶務は、健康福祉局生活保護・自立支援室及びこども未来局児童家庭支援・虐待対策室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営その他必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。